

## 「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における『劇場等の客席』の規定整備の考え方について(案)」に対する意見募集結果

- 意見募集期間：令和7年9月19日(金曜日)から10月19日(日曜日)まで
- 意見提出人數：6(個人3、法人3)
- 意見提出件数：23件（「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における『劇場等の客席』の規定整備の考え方について(案)」とは関連のない意見1件を含んでいます。当該意見は公表の対象外としています。）

項目	No.	意見	都の見解
全体	1	「法令の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができない」と認める、東京都における自然的・社会的条件の特殊性について客観的なエビデンスを示して欲しい。	資料P2に記載のとおり、東京2020大会時に各競技会場のバリアフリー整備が進展し、令和6年には国において劇場等の客席に係るバリアフリー基準が創設されるなど、高齢者や障害者のみならず、全ての利用者にとって、劇場等がより安全・安心・快適なものとなることが求められています。 都は、東京2020大会のレガシーとして、全ての利用者がより使いやすい「劇場等の客席」の整備促進に向け、基準の検討を行い、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における『劇場等の客席』の規定整備の考え方(案)」を取りまとめました。
	2	対象となる建築物の規模等の「延床面積」とは何か。 建築基準法施行令第2条第1項第四号に規定する「延べ面積」のことか。 今回、条例で新たに定義づけを行う用語か。「床面積の合計」のことか。	「延床面積」とは、「床面積の合計」です。
	3	資料中「総座席数」と「座席総数」という二つの表現を使い分けているが、その違いは何か。どちらも「客席に設ける座席の数」のことか。	御意見のとおりです。 「規定整備の考え方」においては、「座席総数」に表現を統一しました。
	4	車椅子使用者用部分は座席には該当しないという理解でよいか。 車椅子使用者用部分に隣接して配置する同伴者用の座席は、座席の数の内数か外数か。	車椅子使用者用部分は座席に該当しません。 同伴者席は、車椅子使用者用部分と同様にスペースを確保することとするため、座席に該当しません。
	5	車椅子使用者用部分が満たす基準は、令和6年8月6日付国土交通省告示第1073号でよい。 令和6年11月21日付国土交通省告示第1295号までは求めないという理解でよいか。	御意見のとおりです。
数	6	各階ごとに0.75%以上としているところは非常に良いと考える。垂直分散を図ることができる。	御意見として承ります。
	7	「階ごとに」と規定されているが、例えば、客席の1階と2階に座席を設けた場合、1階と2階の総座席数で計算すると車椅子使用者用部分の必要設置数が2席となる場合でも、1階と2階の両方に車椅子使用者用部分が2席ずつ必要となるのか。	御意見のとおりです。
	8	全ての階ではなく、「客席が3層の場合は2以上の階に」などの方が、柔軟な計画ができる開発側としては望ましいのではないかと考える。	いただいた御意見については、参考とさせていただきます。
	9	「階ごとに総座席数～」とは、客席が2以上の階に渡る場合における、客席のそれぞれの階ごとに設ける座席の数という理解で正しいか。	御意見のとおりです。
	10	対象となる劇場等で複数の独立した小規模なバルコニー席(2席程度)しかない階においても当該階に車椅子使用者用部分は必要という理解でよいか。 場合によっては条例第14条に基づく知事の認定の対象となりうるのか。	バルコニー席についても、基準が適用されます。 また、「劇場等の客席」の規定は条例第14条の対象となります。
配置	11	車椅子使用者部分の数や配置等よく練られた適切な基準案と考える。同伴者席については、固定席とせず、ボルト締め等で設置・変更可能とし、補助犬や大型車椅子等の収容余地を考慮する。同伴者数は必要最小限が原則だが、やむを得ず複数名となる場合もあろうから、法律・規則等に抵触しない範囲で、臨機応変に対応できるような配慮が望ましい。	御意見として承ります。

項目	No.	意見	都の見解
水平分散	12	「車椅子使用者用部分は各エリアの端ではなく、出来るだけ中央に配置する」ということも加えて欲しい。	水平分散の考え方については、必要に応じて技術的助言等で示す予定です。
	13	総座席数により車椅子使用者部分が3席必要となる場合、②の「配置」では2以上を隣接して設置と規定されていることから、分散を検討すると2席ずつ必要となり、結果車椅子使用者部分は4席必要となるのか。	資料P3.4に記載のとおり、水平分散の規定は劇場等の客席における401席以上の階に適用されます。
	14	P4に例示されている客席は、横通路又は縦通路にて3つのブロックに分かれている。この3つのブロックのうち、2つのブロックに分散し車椅子使用者部分を配置することになると考えるが、例えば、総座席数から6席必要な場合も①に3席、③に3席とすれば、2以上の位置に配置したことになり②のブロックには配置しなくても良いのか。	御意見のとおりです。
	15	座席の数が1,000席を超える場合に縦通路と横通路で区画された範囲のうち対角に位置する2つの範囲に車椅子使用者用部分を配置すれば、水平分散(横)と水平分散(縦)を満たすことになるのか。通路が左右や前後に偏った配置でも、通路で分割された範囲で分散して配置すればよいのか。	水平分散(横)・水平分散(縦)による車椅子使用者用部分の位置については、建築計画の内容に応じて個別に判断する必要があります。
	16	新しく座席を作る時には、車椅子席と前の一般席との高低差を大きく取り、視野を確保してほしい。	サイトラインの確保の考え方については、必要に応じて技術的助言等に示す予定です。
その他	17	映画館等の小さい客席では、車椅子使用者用部分が最前列の横にあり、非常に見にくく。こう言ったことを防ぐため、見やすい場所に設置することも書いて欲しい。	
	18	前席の人が立ち上がっても視界が十分に確保されるように車椅子席のサイトラインを確保することを加えてほしい。 車椅子席のサイトラインの確保は日本ではまだ一般的ではないため、設計者が明確にサイトラインの確保を理解するよう、車椅子の目の高さを105センチ、前の人の身長を175センチと想定して、舞台の先端から後端までの視界が確保できるようにする旨を加えてほしい。	
	19	車椅子席の前の手すりの高さについて、「75cm以下とし、車椅子使用者の視界を妨げることなく、できる限り広く確保する」ということを加えていただきたい。	
	20	今後も建築物のバリアフリー化を推進するため、隨時バージョンアップを図って欲しい。	今後も必要な検討を行い、引き続き、誰もが安心・快適に利用できる建築物のバリアフリー化に取り組んでいきます。
	21	車椅子使用者用部分(同伴者用の座席を含む)の利用が無い場合は、車椅子利用者(同伴者を含む)以外の者が使用するという運用は可能か。	バリアフリー法第14条では、建築主等に対し、特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持することが義務付けられています。
	22	設計が終了し着工に至っていない進行中の計画については、新たな基準を適用すると構造を改变するなど大きな変更となる可能性もあるので条例の公布から施行までの期間は十分に確保するよう配慮が必要。	いただいた御意見については、参考とさせていただきます。